

Title	イタリアにおける離婚法適用の状況：式統計による実態の紹介
Sub Title	The Statistical Data about the Application of the Divorce Law in Italy
Author	松浦, 千誉(Matsuura, Chiyo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.12 (1991. 12) ,p.327- 349
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	人見康子教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19911228-0327

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イタリアにおける離婚法適用の状況

——公式統計による実態の紹介——

松 浦 千 誉

- 一、はじめに
- 二、家族の変容
- 三、離婚の統計的実態
- 四、おわりに

一、はじめに

カトリック教理と近代市民的法思潮が最も鋭く衝突する接点である離婚制度⁽¹⁾がイタリアに導入されたのは、一九七〇年十二月一日の法律第八九八号《婚姻解消の諸場合の規律⁽²⁾》によってであった。それは、一九七四年の国民投票による承認をへて、イタリア社会に定着してきているが、数量的にみると、未だ低い離婚率に特徴づけられる。一方、法的に卓床を分離する別居は、婚姻破綻の多発という世界的潮流に合致して、増加している。

ここに「婚姻破綻の事実」を法的には別居にとどめて、「法制度としての離婚⁽³⁾」と一致させない現状を指摘することができると。その原因は、いろいろ考えられるが、基本的には、カトリックの婚姻不解消主義の影響も考えられよう⁽⁴⁾。導入法は、その後、一九七八年八月一日の法律第四三六号《婚姻解消に関する一九七〇年十二月一日の法律第八九八号にかかわる調整規定⁽⁵⁾》で若干の改正を、一九八七年三月六日の法律第七四号《婚姻解消の諸場合の規律に関する新規定⁽⁶⁾》で、大幅な改正をみた。

これらの改正をとおして、十年あまりの運用経験のなかで問題となった諸事項への解決が企てられている。すなわち、未成年子の保護の強化、経済的弱者にある配偶者の保護、離婚原因としての別居期間の短縮、合意離婚手続の導入、手続期間の短縮等が計られている。新しい規定の概略及び条文の訳は、既に、拙稿「イタリア離婚法の改正について」『家庭裁判月報』四一卷六号に掲載されているので参照されたい。

本稿は、一九七一年から一九八六年までの離婚制度の運用状況について、その基本的な数値を呈示し、その特徴を紹介することを目的とする⁽⁷⁾。これにより、大改正の理由の一端を明らかにしたい。

資料は、中央統計局 (ISTAT) から発表されている各年版「司法統計」、「イタリアにおける離婚一〇年の統計、一九七一一一九八〇」、「要約イタリア歴史統計、一八六一一九七五」等を基礎とし、「Guido Maggioni の ISTAT のデータを通してみたイタリアにおける法的別居(一九七一一一九八五)」⁽⁸⁾ (Sociologia del diritto n. 1 1988) 及び「離婚に関するイタリア最初の法の適用—公式統計の検討(一九七一一一九八六)」(Sociologia del diritto n. 2 1989) P. De Sandre 「イタリアにおける別居と離婚、家族の変化と社会政策における社会人口統計研究の側面」(Vita e Pensiero 1983) 等を参照した。

なお、ここで、「離婚」という用語を単純に使用しているが、前述の正式な法律名で明らかかなように「Divorzio」という用語は使われていない。民事婚について「婚姻の解消—Scioglimento del matrimonio」、教会婚について「民法上

の効果の終了—*Cessazione del effetto civile*—との表現が採られ、婚姻成立の際に直接準拠する法により、婚姻破綻による婚姻の解消の法的効果が異なっている。しかし、イタリア民法上の効果に注目し、社会実務的内容に着目して、特にことわらない限り、両者を合せて「離婚」と称することを、まず最初におことわりしておきたい。

- (1) この表現は青山道夫「現代の家族法」岩波書店六八頁からヒントをえた。
- (2) 小池隆一、松浦千誉「イタリア新離婚法」『法学研究』四四巻六号。
- (3) この表現は唄孝一「事実上の結婚破綻と法律上の離婚手続との関係」『比較離婚法の研究』司法研修所研修叢書五一号、三二六頁による。
- (4) 拙稿「カトリック婚姻観からの脱皮」『世界の離婚』有斐閣 一九七九。
- (5) 拙稿「欧米諸国の離婚法の変遷と現状4—イタリア」『講座家族4 婚姻の解消』弘文堂 一九七四。
- (6) 拙稿「イタリア離婚法の改正—一九八七年法律第七四号及び一九七八年法律第四三六号の翻訳—」『拓殖大学論集』一七八号。
- (7) (6)と同じ。
- (8) 本稿の骨子は、一九八七年一〇月二九日に信州大学で開催された第三六回イタリア学会で報告した「イタリアの離婚訴訟手続」、及び一九九〇年四月一八日、イタリア文化会館で行なわれたイタリア近現代史研究会報告「イタリアの離婚制度について—実態と政策」のうち、統計的実態を主に、まとめたものである。
- (9) 一九八七年七月、ジュリアノーバ(イタリア)において、Prof. G. Maggioni のこの論文の草稿を中心にして、離婚及び別居の実態について比較検討の機会を持った。このことが、イタリア学会での発表及び本稿執筆の動機となった。ここに記して感謝の意を表したい。なお、Prof. G. Maggioni のこの論文は、若干加筆され、Maggioni, Pocar, Ronfani, *La separazione senza giudice, Il conflitto coniugale e gli operatori del diritto*, FRANCO ANGELI, 1988. 及び G. Maggioni, *Il divorzio in Italia, Storia dell'applicazione di una legge nuova*, FRANCO ANGELI, 1990 に収録されている。

二、家族の変容

伝統的に、イタリア人は家族に依存する割合が高く、家族がはたすべき機能も多いので、ヨーロッパの他の国ぐに
より、家族が女性の生活を固定化してきた。その背景には、女性が家庭の外で収入をえることを非難した法王回勅
「けがれなき結婚」に象徴されるような厳格な男女役割分業理念があった。この家族が、七〇年代のイタリアでは、
法制上、大きな変革を経験した。

それは、離婚法、妊娠中絶法の制定による、カトリック婚姻観の国家法制からの乖離であり、また、家族法の改正
による家父長制から家族構成員の平等制への転換である。

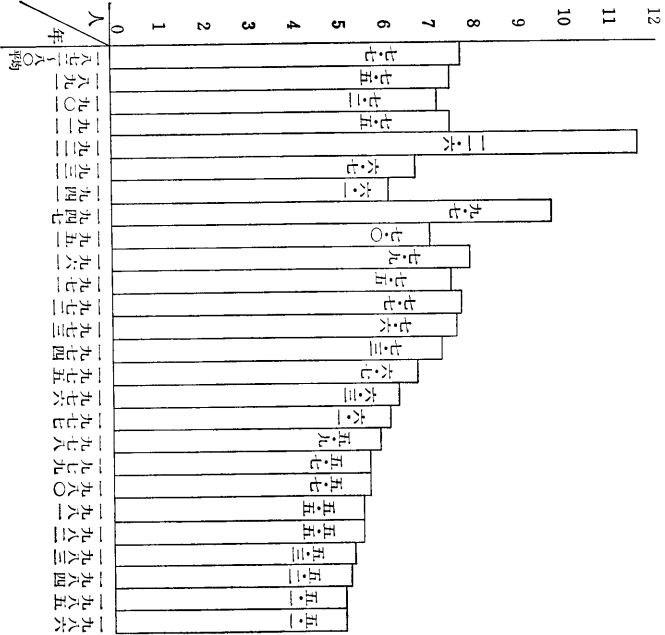
統計の上でも、内縁、同棲、非婚を予測させる婚姻率の低下や非嫡出子の増加、婚姻破綻の多発を予測させる別居
や離婚の増加、家族理念の崩壊を示す单身世帯の増加、妊娠中絶の合法化や産児制限による出生率の極端な低下、寿
命の延長、あらゆる面でみられる南北格差の縮小などを認めることができる。

こうした〈脱近代家族化〉とも呼ばれる諸現象は、今日、工業先進国に多かれ少なかれ存在するものであるが、イ
タリアも、その例外ではないことを示している。

イタリアの普通婚姻率（人口千人当りの年間婚姻登録件数の比）は、戦時の影響等を除けば、一八六一年以来、七・八
を維持してきたが、一九七五年以後、その割合は減少しつつづけて、一九八六年には、五・一まで下っている。図1の
示すところである。実数でみると、一九七二年の四一八、九四四件をトップに、一九八六年には二九六、五三九件に
下がっている（表1参照）。もっとも、統計史上の実数の最高は、一九四七年の四三七、九一五件であるが、これは、第
二次世界大戦の直接の影響であることが明らかなので、考察の対象から除外してある。

イタリアにおける婚姻の成立について、注意しなければならないのは、今日でも、なお、二元的婚姻制度を採用し

図1 普通結婚率の変化(人口1000人当りの割合)



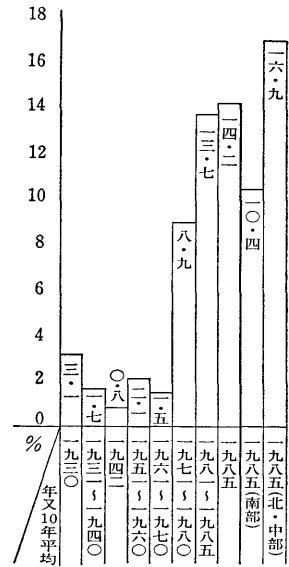
注) Compendio statistico italiano 各年より作成

表1 婚姻数の推移

年	婚姻		合計
	宗教婚	民事婚	
1967	375,536	4,642	380,178
1968	368,777	5,320	374,097
1969	379,079	6,593	384,672
1970	386,589	8,920	395,509
1971	388,873	15,591	404,464
1972	388,270	30,674	418,944
1973	385,843	32,491	418,334
1974	370,342	33,740	404,082
1975	342,467	31,317	373,784
1976	322,125	33,148	355,273
1977	310,414	36,515	346,929
1978	298,245	38,172	336,417
1979	286,840	38,758	325,598
1980	283,167	40,195	323,362
1981	272,326	41,410	313,736
1982	268,675	42,263	310,938
1983	258,029	42,826	300,855
1984	256,368	41,660	298,028
1985	254,043	41,955	295,998
1986	253,781	42,758	296,539

注) Compendio statistico italiano 各年より作成

図2 民事婚の割合の変化



注) ISTAT, Sommario di statistiche storiche dell'Italia 1926-85 及び Annuario statistico italiano 1986より合成

ている点である。

一八六五年の民法典は、ナポレオン法典にならい民事婚一元主義を採用したのだが、一九二九年にイタリア政府と法王庁との間に成立したコンコルダト(ラテラノ協定の一部をなす政教協約)により、教会法に準拠して成立する教会婚にも、イタリア民法に準拠して成立する民事婚

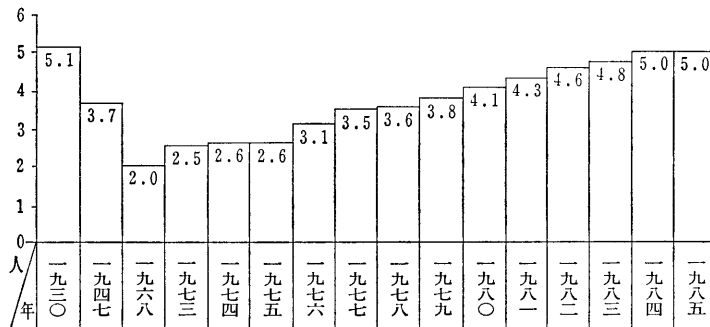
と同一の効力が与えられることになった。それは、国家が認めているカトリック教会婚 (matrimonio civile) に対して、宗教婚 (matrimonio religioso) という場合が多いが、その宗教婚の大部分は、カトリック教会婚 (matrimonio canonico) であるといつて差しつかえない。

このシステムは、一九四二年に成立した民法典においても受容され、一九四七年のイタリア憲法第七条もラテラノ協定・コンコルダトを再確認している。更に、一九六七年以来、検討され、交渉をへて、一九八四年二月一八日に成立した「ラテラノ・コンコルダトの改正を含む合意」——いわゆる新コンコルダトにおいても、その第八条で、教会法に基づく婚姻に民法上の効果を認めている。従って、新コンコルダトは、婚姻の秘蹟性には言及していないが、従来どおり、教会婚と民事婚との二元的婚姻制度が維持されている。

図2にみられるように、宗教婚の率が一番高かったのは、一九四二年で、実に、婚姻の九九・二%に達している。離婚法が成立した一九七〇年以後、急速に民事婚の割合が増加傾向を示しているとは言え、今日でも、八〇%以上が宗教婚をしている。実数は表1のとおりである。

さて、婚姻率の低下、婚姻件数の減少という現象は、人口の年齢構成¹⁾との関係で把握されなければならないが、い

図3 非嫡出子の割合の変化（出生子100人に対する割合）



注) Compendio statistico italiano 各年より作成

いわゆる婚姻可能年齢の減少から生じたものではない。むしろ、それは、増加している。なぜなら八〇年代に入って、戦後のベビーブームの子供達が、婚姻適齢期になってきているからである。⁽²⁾

したがってこのことは、登録しない夫婦・家族の存在を予想させる。たとえば、図3は、非嫡出子数の出生子一〇〇人に占める割合の変化である。第二次大戦後の安定期に入った一九五七年以後一九六九年まで、非嫡出子の割合は下降していき二・〇を数年維持していたが、一九七〇年の二・一から年々確実に上昇し、一九八五年には五・〇に達している。しかし、女性一人当りの子の数が、一九六四年には二・七〇だったのが、一九八六年に一・三二を示すように、出生子数、出生率とも低下しているので、非嫡出子出生の実数は、年間二五、〇〇〇人ぐらいである。

またイタリアでは、離婚の承認と非嫡出子の増加とを関係づけて論議する者が、既に、離婚法導入の以前からみられたが、一九七〇年からの非嫡出子出生率増加の事実から、その原因を離婚の法認と主張するカトリック系の論者もみられる。

そこで、出産についてのカトリック的社會統制を、つぎに取り上げてみよう。

カトリック教会は、今日でも、オギノ式以外の産児制限手段を認めていない。一九七九年のヨーロッパ及びアメリカの比較調査によると、この伝統的

表2 地方別妊娠中絶件数の推移
(出生児1000人に対する割合)

	北部-中部	南部	イタリア平均
1979	385.2	158.0	280.2
1980	458.8	208.7	342.0
1981	481.1	221.4	360.8
1982	494.6	250.1	379.9
1983	491.2	265.3	385.5
1984	500.6	265.2	388.8
1985	457.1	262.0	365.2

注) ISTAT, Dati statistici sulle interruzioni volontarie della gravidanza 1979-1982. 及び ISTAT Annuario statistico italiano 83, 84, 85 を合成

手段による避妊は、デンマークでは三%、英国では七%の女性に使われているのにすぎないのに対して、イタリアでは、実に、五七%の面接した女性がこの方法によっていると報告されている。⁽³⁾

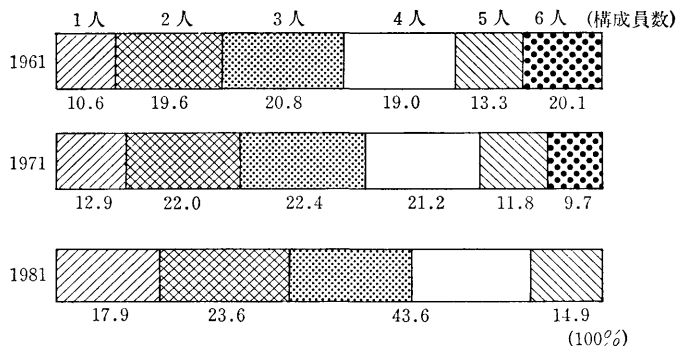
また、妊娠中絶(墮胎)は、教会法のうえで、もっとも重い九罪のうちのひとつとして破門の対象となっており、一九三〇年に公布されたイタリア刑法も、これを受け入れ、殺人の一種として重罰を科してきた。しかし、一九七五年に自己墮胎を規定している五四七条が違憲とされた後、一九七八年のいわゆる妊娠中絶法により、妊娠初期九〇日以内の中絶が可能となり、刑法の墮胎に関する規定は廃止された。

とはいえ、妊娠中絶法の九条は、医師、看護婦等に、自己のカトリック的良心に基づく中絶手術拒否権を認めていることに象徴されるように、なお、カトリック倫理の国法における残存もみられる。

表2は、その年の出生子一、〇〇〇人に対する妊娠中絶の数であるが、西ヨーロッパの国のなかでは最高である。さらに、この数値は、法的に承認された中絶のみであるので、闇の中絶の存在が予測される実情を考慮する必要がある。イタリアの南部、北部という地域的格差も表2に明確に表われている。中絶件数の多少は、カトリック勢力と民度に依存しているといえる。工業化された北部に対して、農業を主とする南部であるから、女子の家庭外労働への機会の増大は少産、又は出産拒否をもたらすという仮説を証明している。

さらに、法的に承認された中絶率が南部で低いということは避妊手段の相異や、実際の出生子数の差との関係で、闇の中絶が南部でかなり行なわれていることを推測させる。これは、また、罪または恥として妊娠中絶をとらえる社

図4 家族構成員数別世帯の割合の変化



注) ISTAT, 1961, 1971, 1981 Censimento より作成

会統制の存在を予測させる。なお、妊娠に関する問題を援助する家庭相談所数は、一九八六年現在、公的なものは二、二一七、民間によるもの一八一で一五歳から四九歳までの女性一万人に対する比率は一・五である。

最後に、家族構成員数の変化を指摘したい。イタリアの国勢調査は一〇年毎に行なわれるが、これによると、家族構成員数の平均は、一九五一年に四人だったのが、一九八一年には三人になっている。地域別で見ると、北部では既に一九五七年に三・七人で一九八一年に二・八人に減少している。これに対して、南部は、一九五一年に四・二人だったのが、一九八一年には三・三人と相対的に下がっている。南部が三・七人になったのは、一九七一年であるから、北部と南部の構成員規模の差は二〇年あることになる。

図4は、家族構成員数別の世帯の割合の変化を示すものであるが、単身世帯の割合の増加と五人以上の世帯の割合の減少に特徴づけられる。一九八一年の国勢調査において、単身世帯の割合が最も高かった州はリグリアで、二七・二%であり、北部の平均は、一九・九%であったのに対して、低い州は、カンパーニャの一四・四%、プーリアの一四・五%、マルケの一四・六%などの南部であった。

実数で見ると、一九七一年に二、〇六一、九七八だった単身世帯は、一九八一年には、三、四二三、四五六になり、実に、一〇年間で六〇%増を記録したのだ⁽⁶⁾。

- (1) ユーホートによる分析は、A. Santini, *Recenti trasformazioni nella formazione delle famiglie e della discendenza in Italia e in Europa*, *Atti del Convegno «La famiglia in Italia»* を参照された。
- (2) G. Brunetta, *La popolazione italiana dal 1950 al 1985, Aggregamenti sociali 7-8/1987*, pp. 556-557.
- (3) J. Berent, *Family planning in Europe and U.S.A. in the 1970's*, *WFS Comparative studies*, n. 20.
- (4) *La sentenza No. 28 del Corte costituzionale del 18 febbraio, 1975*.
- (5) 正式には、一九七八年五月二二日の法律第一九四号「母性の社会的保護と任意の妊娠中絶に関する法」という。中谷・松浦「イタリア妊娠中絶法」『法学研究』五一巻一二号五八頁以下を参照された。
- (6) 单身世帯の増加等に関する研究は、ISTAT, *Immagini della società italiana* pp. 128-134 参照。

三、離婚の統計的実態

1. 離婚申立数及び離婚判決数—低い離婚率

図5は、離婚申立数及び婚姻種類別の判決数の推移である。離婚法は、一九七〇年十二月一日に成立し、三日に官報に掲載され、十八日より施行されたので、この若干の一九七〇年分は一九七一年分に含くめて、統計が公表されている。

離婚申立が一番多かったのは、施行一年目の一九七一年の五五、七六一件で、これを受けて、離婚判決が一番多かったのは、一九七二年の三二、六二七件で、離婚法がなかったことにより長年にわたり「病める状況」にあった人々が、合法化への道求めた当然の結果であった。しかし、この数字は法案審議の過程で主張された二五〇万人はいるという別居者に比して、異常に低いものである点に注目したい。

施行以来一九八七年末までの離婚申立総数は約三二九、〇〇〇件、このうち離婚が認められたのは二七一、六九六

件であるから、認容率はおよそ八二・六%である⁽¹⁾。

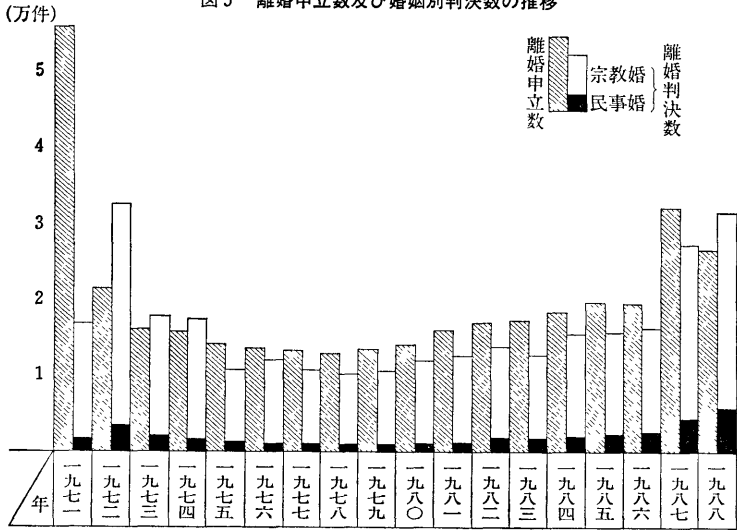
マゴニ教授によれば、離婚申立数及び判決の推移を、①一九七一年から一九七四年の離婚法導入期、②一九七五年から一九八〇年の申立停滞期、③一九八一年から一九八六年の微増期、④一九八七年以後の新法適用期の四期に分けて、①期では年平均二〇、〇〇〇件、②期では一二、〇〇〇件、③期では一五、〇〇〇件、④期では三〇、〇〇〇件であることを指摘している。そして、最近の離婚数の増加は、七〇年代の別居の増加に起因するのに加えて、一九八七年の離婚法の大改正の影響も見てとれるという⁽²⁾。離婚原因としての別居期間が五年から三年に短縮され、また、離婚合意がある場合は手続が簡素化されているからである(表3参照)。

他国との比較のために、同年成立の婚姻一、〇〇〇件に対する離婚件数をみると、一番離婚件数の多い年であった一九七二年でも、その数値は、九五で、非常に低い。たとえば、同時期のデンマークは三四八、スウェーデンは二八一、オーストリアは一七七である。九〇代の数値は、デンマークやスウェーデン、イギリスといった離婚の多い国ではなく、フランスやノルウェーといった比較的離婚の少ない国ぐにが、既に、一九六〇年代の初めに達していたものである。

イタリアが一九七五年の三〇をボトムに、徐徐に、この離婚率を上げてきているとはいえ、一九八五年に至っても、未だ四五である。ちなみに同年のデンマークは四五二、イギリスは四三八、スウェーデンは四五六、フランスは三〇八である。

しかし、冒頭に述べたように、この低い離婚率は、イタリアの夫婦が、婚姻生活共同体の破綻に至る割合が異常に低いことを示すものではない。離婚制度導入の以前には、その代替的機能を果たし、導入後は、後述するように離婚原因として一番利用されている法的に評価される別居や教会法に基づく婚姻が成立しなかったとする無効婚⁽³⁾や、事実上の別居などを含くめて見ると、イタリアにおける婚姻破綻の事実は決して少ないとは言えず、フランス、オースト

図5 離婚申立数及び婚姻別判決数の推移



注) 表3より作成

リア、スイスといったイタリア周辺の国ぐに比して、ほぼ遜色のない頻度で婚姻破綻が生じているともいえるだろう。

なお、別居言渡数（裁判別居判決数に協議別居の認許数を加えたもの）の推移が表3に掲げてあるので参照されたい。離婚原因の箇所でも明らかにされるように、離婚と別居との関係は密接である。

冒頭で述べたように判決のタイプ類型として、婚姻の解消と民法上の効果の終了がある。

図5及び表3から明らかのように、実数からすると、民事婚の解消である「婚姻の解消」（離婚法一条）は、宗教婚の解消である「民法上の効果の終了」（離婚法二条）に比して、少ない。しかし、表1にみられるように、宗教婚が圧倒的に多いという母集団の相異を考えれば、離婚に至る確率は、民事婚において高いといえることができる。とりわけ、最近の傾向はそうである。カトリックの「婚姻の不可解消性」は、なお、大きな影響を与えているといえよう。

一九七一年を二〇〇とすると、民事婚の解消は一九八六年には一三七、一九八七年には二二八、一九八八年には二七〇と指数をのばしている。一方、宗教婚についても、一九八六

表3 離婚判決数、離婚申立数の推移

年	離婚判決数			離婚申立数				別居 ^d 言渡数
	民事婚 ^b	宗教婚 ^c	合計	北部	中部	南部	合計	
1971 ^a	1,833	15,301	17,134	28,989	11,693	15,079	55,761	11,796
1972	3,798	28,829	32,627	10,694	4,270	6,308	21,272	13,493
1973	2,095	16,077	18,172	8,444	3,236	4,571	16,251	14,083
1974	1,855	16,035	17,890	8,153	2,963	4,694	15,810	16,451
1975	1,144	9,474	10,618	6,964	2,788	4,246	13,998	19,132
1976	1,236	10,870	12,106	7,015	2,703	3,712	13,430	21,225
1977	1,044	10,858	11,902	6,930	2,698	3,479	13,107	23,826
1978	1,046	10,939	11,985	7,063	2,512	3,408	12,983	25,867
1979	1,154	10,815	11,969	7,416	2,571	3,119	13,106	28,669
1980	1,146	10,698	11,844	7,607	2,947	3,275	13,829	29,462
1981	1,243	11,363	12,606	9,175	3,274	3,504	15,953	30,899
1982	1,604	12,127	13,731	9,684	3,495	3,698	16,877	33,807
1983	1,649	11,174	12,823	9,875	3,447	3,890	17,212	33,476
1984	1,947	13,083	15,030	10,244	3,759	4,233	18,236	34,960
1985	2,111	13,539	15,650	11,065	4,142	4,402	19,909	35,162
1986	2,518	14,339	16,857				19,802	35,547
1987	4,174	22,831	27,005				31,493	33,686
1988	4,954	25,761	30,715				26,357	37,030

a : 1970年12月3日より離婚法が施行されたため、1970年分は1971年に集計されている。

b : 離婚法1条による民事婚をした者についての婚姻解消数

c : 離婚法2条による宗教婚をした者についての婚姻の民法上の効果の終了数

d : 裁判別居判決数+協議別居認許数

注) ISTAT, Statistiche giudiziali 各年より作成

年には九四であったが、一九八八年には一六八になった。とはいえ民事婚の解消の伸び率には及ばない。

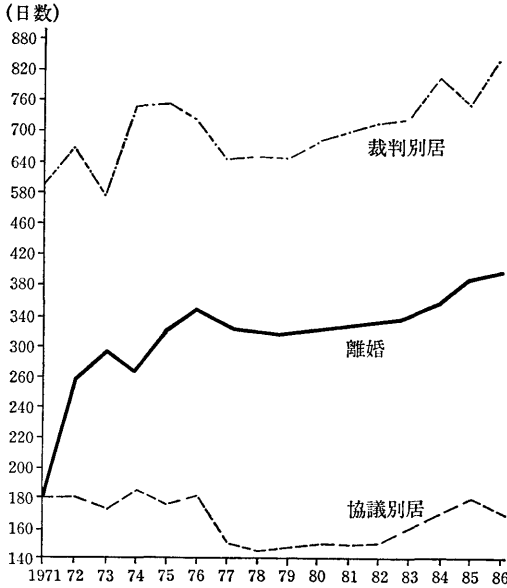
2. 離婚手続の期間—ほぼ一年前後

離婚手続は、八七年の改正により労働訴訟に類似した手続規定に改められたが、その以前は身上別居の手続に近いものであった。なお、身上別居手続についても、一九八七年七月二九日の法律第三三一号により民事訴訟法七一〇条が改正され、離婚手続に近いものに変更されている。

新しい手続では、離婚の意思が両当事者にあり、経済的關係及び子の処置について合意がある場合（双方の請求）と、離婚について争がある場合（一方の請求）との二種の手続を定め、訴訟期間の短縮、訴訟手続の合理化、簡素化が計られている（離婚法四条参照）。

図6で、旧制度の下における離婚申立

図6 離婚及び別居の訴訟期間の推移



注) 表4より作成

表4 離婚及び別居の訴訟日数

年	離婚	裁判別居	協議別居
1971	173	591	180
1972	262	669	182
1973	299	576	174
1974	273	746	185
1975	323	754	176
1976	349	726	182
1977	326	647	151
1978	324	652	146
1979	318	650	149
1980	324	683	151
1981	330	704	150
1982	332	716	151
1983	343	729	160
1984	364	838	170
1985	392	755	181
1986	405	842	172

注) ISTAT, Dati statistici su dieci anni di divorzio In Italia. ISTAT, Statistiche giudiziali 各年より作成

から判決までの日数の推移を見ることが出来る。一九七一年は、長年にわたり離婚法の成立をまつて要件をととのえていた人々の離婚で、裁判所に係属して、すぐ審理に移行した関係もあり、最短の一七三日で判決が出ているのに対して、以後、係属件数の増加に伴ない日数は増えるが、申立件数の低下にささえられて、急激な増加に至らずに七〇年代を推移する。ほぼ、十月から十一月の期間である。

裁判所の係属事件数が最低だったのは一九七八年であるが、以後、八〇年代に入ると急激な増加をみ、それに対応して、概して訴訟期間は、長期化している。例えば、離婚法成立直後の動揺がおさまった一九七五年の係属事件数を一〇〇とした指数をみると、一九七八年は九三で、一九八六年は一四一となるが、対応する時期の日数は、三二三日、三二四日、四〇五日となっている(表4参照)。しかし、八〇年代中頃の一般の民事訴訟の第一審が区裁判所で五〇〇日以上、地方裁判所で一、一〇〇日以上である点からみると、離婚訴訟だけが長期化しているともいえない⁽⁴⁾。

図6の裁判別居の推移と協議別居の推移で明らかのように、裁判別居の判決に至る期間に比して、協議別居の認許を受けるに至る期間は短い。例えば、一九八六年の場合、裁判別居判決を受けるのに八四二日かかるのに対して、協議別居の場合には、一七二日と約五分の一の短期間で済む。この別居制度における経験が、離婚申立件数の増加傾向にむかって、裁判所の事件処理能力の拡充のために、新法が二種の手続を定めた原動力と思われる。

地域別の離婚判決に至る日数をみると、南部で長く、北部で短いといえる。例えば、一九七一年には、南部一八四日に対して、北部は一七二日で、その差は一二日であったが、一九八六年には、南部四七二日に対して、北部は三九四日で、差は七八日と広がっている。⁽⁵⁾

このことは、表5の離婚率で明らかのように、南部には離婚が多いわけではないのだから、南部の裁判所の事件処理能力が、北部に比して劣っているとも受けとれようが、また一面では、南部において、それだけ争訟性や社会統制が強いてもいえるのではないだろうか？。

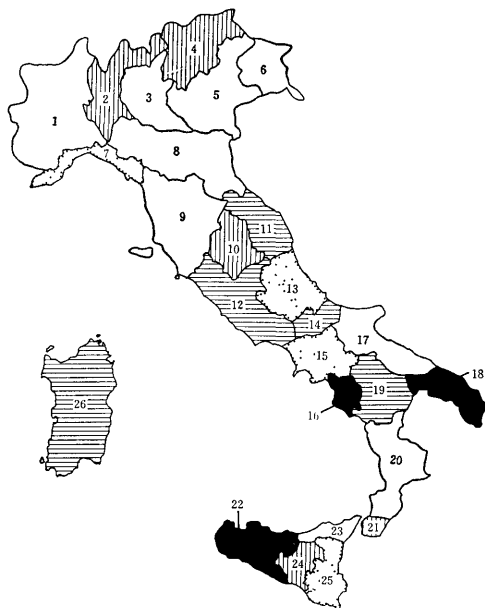
図7は、一九八六年の控訴院地区ごとの離婚判決に至る日数を区分別に表示したものであるが、各控訴院管轄区の名称は、表5の対応する数字につづく都市名に一致する。

ところで21のレッジョ・カラブリア管内及び24のカルタニセッタ管内は、ともに南部にあるにもかかわらず訴訟期間は最低区分の三五〇日以下である。これらの地区は離婚申立が非常に少なく年間一〇〇件以下のところもある。これに反して、パレルモ、レエチエ、サレルノといった地区は、訴訟日数は五〇〇日を超えており、ナポリ、カタニーヤ、パリ等が四一五―五〇〇の区分でつづいている。

3. 離婚原因―大多数は別居

離婚法の第三条は、二項一号からなる離婚原因を規定している。それらは、①一定の犯罪について有罪が確定した場合（三条一項a号、b号、c号及びd号）、②性犯罪等については有罪にならなくても構成要件の事実が存在する場

図7 控訴院地区別離婚訴訟期間(1986年)
(判決までの日数)



訴訟期間の区分(日)

- 350以下
- 351～400
- 401～450
- 451～500
- 501以上

注) statistiche giudiziali, 1986.

表5 控訴院地区別 離婚率
(婚姻1万に対する1983年～85年の
3年間の離婚率)

北 部	1	Torino	15.43
	2	Milano	16.15
	3	Brescia	9.29
	4	Trento	13.75
	5	Venezia	7.29
	6	Trieste	15.15
	7	Genova	17.07
中 部	8	Bologna	12.74
	9	Firenze	8.84
	10	Perugia	5.43
	11	Ancona	4.95
	12	Roma	15.03
南 部 ・ 島 部	13	L'Aquila	4.75
	14	Campobasso	4.14
	15	Napoli	7.54
	16	Salerno	5.09
	17	Bari	5.37
	18	Lecce	7.01
	19	Potenza	4.90
	20	Catanzaro	4.86
	21	Reggio Calabria	12.13
	22	Palermo	7.29
平 均	23	Messina	8.79
	24	Caltanissetta	2.77
	25	Catania	10.11
	26	Cagliari	6.13
		北部	13.43
	中部	9.39	
	南部	6.49	
	イタリア全土	9.77	

注) G. Maggioni op. cit. p. 193より作成

合(三条二項 a 号、b 号)、③配偶者が外国人であるときに、外国で婚姻無効や離婚になった場合、または外国で再婚した場合(三条二項 e 号)、④婚姻が未完成—肉體關係が成立しない場合(三条二項 f 号)、⑤性転換の判決が確定している場合(三条二項 g 号)、⑥三年以上別居が継続している場合(三条二項 b 号)である。この八七年改正の現行法の以前には、①の犯罪のうち、強姦や売春などの犯罪は、子や孫、配偶者に対して行なわれた時のみ離婚原因とされていたものであるが、何人に対してなされた時でも離婚原因となると拡大された。また、⑤は、一九八二年四月一四日の法律一六四号により新たに設けられた制度に基づく離婚原因である。⑥については、旧法では五年以上であり、もし被告配偶者が離婚に不同意の場合は七年(原告配偶者が有責の場合)又は六年(その他の場合)に延長される旨の規定があったが、現行法では除かれている。

図 8 及び表 6 に見られるように、最も多く利用される離婚原因は別居である。別居以外の離婚原因は、各年でみると、最高で一九八四年の四・六%であり、最低は一九七一年の一・九%である。

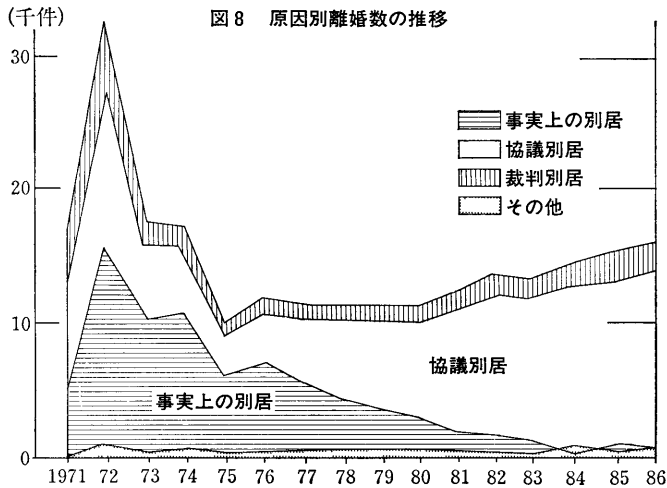
別居については、イタリア法上、三つの種類がある。すなわち、裁判別居(民法一五二条)、協議別居(民法一五八条)及び事実上の別居である。事実上の別居が離婚原因として評価の対象になるのは、少なくとも一九七〇年一月八日より二年前に始められ、中絶せずに継続しているものだけである。したがって離婚法導入後、二〇年を経過した今日では、直接的な離婚原因としての機能は、著るしく減少している。

反対に、協議別居については、今日では、離婚原因として、最も使われるものとなっている。一九八六年の場合、全離婚判決の中で、事実上の別居を原因とするもの四・〇%、協議別居を原因とするもの八〇・八%、裁判別居を原因とするもの一一・一%で、別居合計で九五・九%になり、その他の原因による離婚は、四・一%にしかすぎない。一九七一年から一九八六年までの期間を通じて成立した全離婚を一〇〇%とすると、その他三・六%、裁判別居一・五%、事実上の別居三一・六%、協議別居五三・八%である。

表6 原因別離婚数の推移

年	離婚原因								合計	
	裁判別居		事実上の別居		協議別居		その他		実数	%
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%		
1971	2,998	17.5	5,004	29.2	8,812	51.4	320	1.9	17,134	100.0
1972	4,304	13.2	15,119	46.3	12,304	37.7	900	2.8	32,627	100.0
1973	1,827	10.1	10,259	56.5	5,648	31.1	438	2.3	18,172	100.0
1974	1,603	9.0	10,492	58.6	5,212	29.1	583	3.3	17,890	100.0
1975	835	7.9	6,181	58.2	3,206	30.2	396	3.7	10,618	100.0
1976	1,074	8.9	6,775	56.0	3,862	31.9	395	3.2	12,106	100.0
1977	1,174	9.9	5,570	46.8	4,865	40.9	293	2.4	11,902	100.0
1978	1,248	10.4	4,394	36.7	5,974	49.8	369	3.1	11,985	100.0
1979	1,325	11.1	3,410	28.5	6,843	57.2	391	3.3	11,969	100.0
1980	1,462	12.3	2,626	22.2	7,374	62.3	382	3.2	11,844	100.0
1981	1,546	12.3	2,020	16.0	8,653	68.6	387	3.1	12,606	100.0
1982	1,805	12.3	1,787	12.2	10,673	72.9	375	2.6	14,640	100.0
1983	1,650	12.1	1,353	9.9	10,250	75.2	373	2.8	13,626	100.0
1984	1,617	10.7	943	6.2	11,827	78.5	1,685	4.6	15,065	100.0
1985	1,777	11.4	813	5.2	12,557	80.2	503	3.2	15,650	100.0
1986	1,871	11.1	675	4.0	13,620	80.8	691	4.1	16,857	100.0
1987	2,430	9.0	567	2.1	23,306	86.3	702	2.6	27,005	100.0
1988	2,826	9.2	430	1.4	27,060	88.1	399	1.3	30,715	100.0

注) ISTAT, Statistiche giudiziali 各年より作成



注) 表6より作成

八七年の離婚法の大改正は、離婚数の増加をもたらしたが、離婚原因についても、協議別居を理由とするものが八・一％と増加している。これに対して、事実上の別居を始め裁判別居やその他の離婚原因によるものは減少している（表6参照）。

地区別にみると、七〇年代には南部において、離婚原因として事実上の別居の比重が大きく、北部における協議別居の重要性と対照をなしていた。ちなみに、一九八〇年において、やっと南部では、協議別居を原因とするもの三八・九％、事実上の別居を原因とするもの三八・五％と、互格ながら、わずかに協議別居を原因とするものが増え、両者の割合が逆転することになった。同年、北部においては、協議別居を理由とするものが六二・七％であり、事実上の別居は二三・一％にしかならない。⁽⁶⁾

4. 未成年子に対する処置—監護者の八割は母親

離婚の際の未成年子の処置については、裁判所に大きな裁量権が与えられている。子の最善の利益の実現のためである。一九七八年の改正により採用された両者の合意による簡易手続においても、裁判所は、父母の子の処置に関する合意が、子の利益に合致するかどうかを判断する。

もし、子の利益に反する場合に、裁判長が、必要があると認めるとき、暫定的緊急措置を定めた上で予審判事を任命し、これに審理させる。すなわち、一方の請求による場合と同じ手続によることになる。子の処置については、裁判所が職権で介入することが認められているのである（離婚法四条一三項）。

未成年子の定義については、一九七五年の三月八日の法律第三九号によって、民法第二条が改正されたため、従来、二一歳の完了までとされていたものが、一八歳の完了までとなった点、注意する必要がある。

未成年子を持つ者と離婚との関係を見ると、一九七一年には、離婚者の二〇・一％だけに未成年者がいたが、その割合は急激に増えつづけ、一九八〇年には四一・六％に達し、八〇年代は四〇％台を維持している（表7参照）。

表7 離婚の際の監護者・未成年数・割合

年	子の監護者			未成年子合計		未成年子の いる離婚 % ^a
	母親 %	父親 %	その他 %	%	実数	
1971	75.5	22.5	2.0	100.0	4,567	20.1
1972	77.9	20.5	1.6	100.0	13,376	27.3
1973	78.7	19.3	2.0	100.0	9,302	32.8
1974	79.8	18.5	1.7	100.0	10,053	34.7
1975	80.3	17.8	1.9	100.0	5,028	29.7
1976	79.6	18.4	2.0	100.0	5,820	30.8
1977	81.7	17.1	1.2	100.0	6,305	34.5
1978	80.7	18.0	1.3	100.0	6,681	37.0
1979	83.3	15.3	1.4	100.0	7,044	39.7
1980	83.5	15.2	1.3	100.0	7,235	41.6
1981	85.8	13.3	0.9	100.0	7,593	42.8
1982	86.0	13.3	0.7	100.0	8,628	42.1
1983	86.3	12.5	1.2	100.0	8,086	43.6
1984	86.6	12.4	1.0	100.0	9,011	43.7
1985	87.9	11.0	1.2	100.0	8,918	43.1
1986	87.2	11.8	1.0	100.0	9,240	41.8

a : 離婚判決数に占める1人以上の未成年者のいる離婚の割合
 注) Dati statistici su dieci anni di divorzio in Italia, 及び
 Notiziario ISTAT

較的高年令者に生じていたので、子の年令も高くなってきているのに対して、後になると、離婚は若年層に移り、従って、子の年令も下り、父親よりは母親に託されるケースが多くなってきているからである。⁽⁸⁾

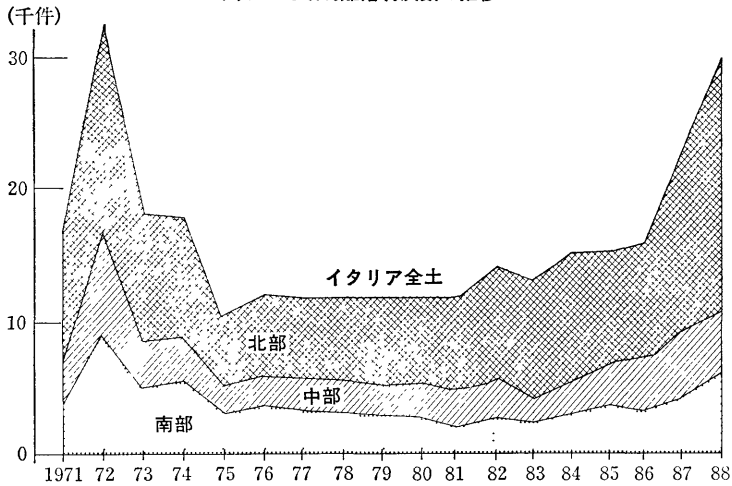
5. 南北格差—遅れている南部

これまでの記述においても窺えるように、イタリアについて語る時、南北格差の問題は避けておろすことが出来ない。経済、文化等のあらゆる面で、ミラノを中心とする北部とローマ以南と島を含む南部とは対比をなしている。二つの異なる国というように良いほどである。家族問題についても、この命題は該当する。

一九八六年の場合、未成年子を持たない者の離婚は、一六、八五七件の同年中の離婚の五八・二%であり、未成年子一人のものは三〇・六%、二人以上のものは一一・二%を占めていて、未だ過半数の離婚について未成年子は関係がない。⁽⁷⁾
 一九八六年までに、離婚に巻きこまれた未成年子は、一二、六八九五人おり、その八二・七%は母親に、一五・九%が父親に、一・四%がその他に監護がまかされた。

一九七一年に母親を監護者とするものは七五・五%で、以後、年々その割合は増加し、一九八六年には八七・二%に達している(表7参照)。これは、初期の離婚が、長年蓄積されてきたために比

図9 地域別離婚判決数の推移



注) 表8より作成

表8 地方別離婚数

年	北部	中部	南部
1971	10,281	3,230	3,623
1972	16,611	7,004	9,012
1973	9,542	3,556	5,074
1974	8,712	3,644	5,534
1975	5,320	2,051	3,247
1976	6,146	2,232	3,728
1977	6,209	2,381	3,312
1978	6,364	2,135	3,186
1979	6,750	2,236	2,983
1980	6,494	2,538	2,812
1981	7,189	2,676	2,741
1982	8,317	3,101	3,222
1983	8,177	2,597	2,852
1984	8,740	3,168	3,157
1985	9,032	3,220	3,398
1986	9,881	3,670	3,306
1987	16,861	5,270	4,874
1988	19,200	5,449	6,066

注) ISTAT, Statistiche giudicali
各年より作成

地域別の離婚判決数の推移を表わしているのが図9であり、その具体的な数値を挙げているのが表8である。ここにも、南部、北部の差を明確にみてとれる。一九八八年の場合、イタリア全土で三〇、七二五件の離婚判決がなされたが、その六二・五％に当る一九、二〇〇件が北部で言渡され、南部は一九・七％の六、〇六六件であった。一九七一年でみても、北部六〇・一％、南部二一・一％、一九八六年でも北部五八・六％、南部一九・六％といった具合である。全期間を通じて、過半数を超える離婚は北部においてなされたといえる。

婚姻一万に対する離婚数でみても、一九七一年に北部二七・一、南部九・〇であり、一九八六年では、北部一四・九、南部六・八で、さらに、一九八七年には、北部二五・五、南部一〇・〇と、その差を拡げている。⁽⁹⁾

- (1) G. Maggioni, *Il Divorzio in Italia, storia dell'applicazione di una legge nuova*, Franco Angeli, 1990, p. 76.
- (2) G. Maggioni, *op. cit.*, p. 297.
- (3) 拙稿「イタリア家族の変容」『ケース研究』一九九号三二頁以下及び拙稿「六六年ぶりに大改正された新カトリック教会法典」『判例タイムズ』四九八号五〇頁。
- (4) ISTAT, *Vita sociale italiana*, p. 148.
- (5) G. Maggioni *op. cit.*, p. 75.
- (6) ISTAT, *Dati statistici su dieci anni di divorzio in Italia*, p. 18.
- (7) G. Maggioni, *op. cit.*, p. 133.
- (8) G. Maggioni, *op. cit.*, p. 120.
- (9) G. Maggioni, *op. cit.*, p. 194.

四、おわりに

本稿は、イタリアの離婚をめぐる統計的実態の第一報である。そのため、イタリア全土をカバーする公式統計のみを使用して、マクロ的にイタリアの離婚の特徴が全体的にわかるように配慮してレポートしたものである。

それを、おおづかみに要約すると以下のとおりである。

①法の施行前に予想されたほど離婚制度は利用されないの、実質的な婚姻破綻状況を把握するためには、別居制度の利用状況も考慮する必要がある。

②離婚の申立から判決を受けるまでの期間は、ほぼ一年である。

③ 一番多く利用される離婚原因は別居であり、なかでも、最近では協議別居が九割に近い。

④ 未成年子に対する監護者の八割は、母親である。

⑤ 離婚についても、様ざまな面で、南部イタリアと北部イタリアの相異がみられる。

離婚統計による実態といったとき、人びとは、離婚効果の財産的側面、すなわち、養育費、扶養料、財産分与、慰謝料等の額について、また、実質的な離婚の理由の具体的内容について知りたいと思うだろう。しかし、中央統計局から発表されている公式統計においては、それらは、ふれられていない。それは、イタリアがローマ法以来の伝統で、夫婦財産制は別産制を基本としてきたことに加えて、イタリアの離婚の多くが別居を前提とするため、財産的問題の多くは別居の段階で解決されていることも一因であろう。公式統計の詳細な報告とともに後日の検討課題としたい。

―以上―

人見康子先生の御退職に際して、長年にわたる御指導に感謝し、拙稿を捧げます。